

# 流通科学大学教育研究費規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、流通科学大学の専任教員が教育研究活動を行う上で必要とする経費の一部を助成する教育研究費に関し、必要な事項を定める。

(助成対象経費)

第2条 教育研究費の助成対象経費は、消耗品費、旅費交通費、図書費、印刷製本費、通信運搬費、複写費、支払報酬、アルバイト代、賃借料、備品費等の教育研究に直接必要な経費とする。なお、学会会費、会合費及び月極め給与等は対象としない。

(物品の帰属)

第3条 教育研究費で購入した物品は、学園に帰属するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、本学専任教員とする。

(助成限度額)

第5条 教育研究費の1会計年度当たりの助成限度額は、35万円とする。

2 会計年度の途中で退職、免職又は休職となった場合は、当該不在期間については按分して減額する。

3 教育研究に関し、追加での助成が必要な場合は、前項の助成額に加え、その助成内容に応じた追加配分額を認める場合がある。

(追加配分額の申請方法)

第6条 追加配分額の助成を受けようとする場合は、助成申請書(別紙様式)に必要事項を記入の上、別に定める期日までに教務部に提出するものとする。

(追加配分額の決定)

第7条 追加配分額については、学長が決定し、その結果を速やかに本人に通知するものとする。

(助成期間)

第8条 教育研究助成期間は、4月1日から翌年3月31日までの間とす

る。

(使用の制限)

第9条 教育研究費は、休職期間中は使用することができない。ただし、出産休暇、育児休職及び介護休職中については、学長が特に認めた範囲において使用することができる。

(助成金の支出)

第10条 助成金の支出は、助成金受給者の請求に基づき教務部が行う。

(調査)

第11条 財務経理室が必要と認めた場合は、当該助成金の支出に関して調査する事ができる。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 流通科学大学個人研究費規則は廃止する。
- 3 流通科学大学特別研究費・研究成果出版助成費実施要項は廃止する。
- 4 流通科学大学海外学会発表助成費に関する実施要項は廃止する。